

令和4年 教育委員会第19回定例会 会議録

日時 令和4年11月8日（火） 午後3時00分～午後4時20分
場所 教育委員会室

議事日程

第 1 議案

【子ども総務課】

(1) 議案第31号「教育事務に関する議案の意見聴取」

第 2 協議

【子ども総務課】

(1) 千代田区教育委員会公印規則の一部改正について

第 3 報告

【子ども総務課】

(1) 令和4年度補正予算案一般会計第3号について

【子ども推進課】

(1) (仮称)子育て・教育応援給付金について

【児童・家庭支援センター】

(1) 令和5年度学童クラブ入会募集について

【子ども施設課】

(1) 区立お茶の水小学校・幼稚園改築工事について

【指導課】

(1) 令和3年度千代田区における児童・生徒のいじめ、不登校の実態について(概要)

(2) 令和4年 特別区人事委員会勧告について

第 4 その他

【子ども総務課】

(1) 教育委員会行事予定表

(2) 広報千代田(11月20日号)

出席委員(5名)

教育長	堀米 孝尚
教育長職務代理者	金丸 精孝
教育委員	長崎 夢地
教育委員	俣野 幸昭
教育委員	佐藤 祐子

出席職員(11名)

子ども部長	亀割 岳彦
-------	-------

教育担当部長	佐藤 尚久
子ども総務課長	大谷 由佳
教育政策担当課長	原水 珠代
副参事（特命担当）	大塚 光夫
子ども支援課長	湯浅 誠
子育て推進課長	小阿瀬 広道
児童・家庭支援センター所長	吉田 啓司
子ども施設課長	赤海 研亮
学務課長	大塚 立志
指導課長	山本 真

欠席委員（0名）

欠席職員（0名）

書記（2名）

総務係長	江口 友規
総務主査	高橋 祐樹

堀米教育長	<p>開会に先立ち、傍聴者から傍聴申請があった場合は、傍聴を許可することとしますので、ご了承ください。なお、新型コロナウイルスの感染予防のため、傍聴は隣の教育相談室に備えているテレビモニターで行っていただきますので、ご承知おきください。</p> <p>ただいまから令和4年教育委員会第19回定例会を開会します。</p> <p>本日、教育委員は全員出席です。</p> <p>今回の署名委員は、佐藤委員にお願いします。</p>
佐藤委員	はい、承知しました。
堀米教育長	議事日程に先立ちまして、オンラインで出席している幹部職員の点呼を、子ども総務課長、お願いします。
子ども総務課長	<p>はい。子ども総務課長です。</p> <p>本日、幹部職員のうち議場出席しておりますのが、子ども部長、教育担当部長、子育て推進課長、児童・家庭支援センター所長、子ども施設課長、指導課長と私の、子ども総務課長です。</p> <p>オンライン出席している幹部職員は、私のほうで職名を呼び上げますので、返事のほうをお願いいたします。</p> <p>では、読み上げます。教育政策担当課長。</p>
教育政策担当課長	はい。教育政策担当課長です。
子ども総務課長	<p>はい。</p> <p>子ども支援課長。</p>

子ども支援課長	はい。子ども支援課長、湯浅でございます。よろしくお願いいたします。
子ども総務課長	はい。 学務課長。
学務課長	はい。学務課長、大塚でございます。よろしくお願いいたします。
子ども総務課長	はい。 九段中等教育学校経営企画室長。
九段中等教育学校経営企画室長	はい。九段中等教育学校経営企画室長、大塚です。よろしくお願いいたします。
子ども総務課長	はい。以上のお通りの出席状況でございます。

◎日程第1 議案

子ども総務課

(1) 議案第31号「教育事務に関する議案の意見聴取」

堀米教育長	<p>それでは、日程第1、議案事項に入ります。</p> <p>議案第31号、教育事務に関する議案の意見聴取につきまして、子ども総務課長、説明をお願いします。</p>
子ども総務課長	<p>はい。議案第31号、教育事務に関する議案の意見聴取についてでございます。ご説明いたします。</p> <p>令和4年11月7日付で、総務課より議案に対する教育委員会の意見聴取がございました。意見聴取があった議案は、令和4年第4回千代田区議会定例会に上程予定でございまして、議案名は、千代田区個人情報の保護に関する法律施行条例でございます。本条例について、ご説明をいたします。「個人情報の保護に関する法律」の改正に伴う規程の整備という資料のほうをご覧ください。</p> <p>1つ目、背景のところがございますように、個人情報の保護に関する法律が改正されまして、令和5年4月1日以降に地方公共団体の個人情報の保護については、法による全国的な共通ルールが適用されることとなりました。</p> <p>現行、個人情報保護法については、行政機関の個人情報の保護法と独立行政法人等個人情報保護法と個別の事業者には課せられる個人情報保護法、この3つがございました。各地方公共団体には、それができる前から個人情報の保護条例というものを定めて、個人情報の保護に努めてきたところでございます。</p> <p>今般、こちらの3つの法律を1つにして、見直し後、この新個人情報保護法というものを定めまして、地方公共団体もこの法の網がかかるというような改正が行われてございます。</p> <p>それに伴いまして、法において、地方公共団体が個別に定めることとされた事項を条例で定めるために、今回、この千代田区個人情報保護に関する法律施行条例を定めて、現行の千代田区個人情報保護条例を廃止するという規程整備が必要になったというところです。なので、基本的には、個人情報の</p>

保護は、法によって共通ルールの下になされ、国が示すガイドラインに基づいて、それを確実に運用していくというようなルールとなってくるというところが基本でございます。

先ほどご説明した、その法で地方公共団体が定めることとされる事項について、今回定める必要な内容ですけれども、3つほどございまして、1つ目が開示請求に係る手数料について、2つ目が開示等請求の手続について、3つ目が審議会への諮問について、この3つを規定する必要がございました。

開示請求に係る手数料は、ここに記載のとおりでして、手数料を無料として、コピー代や郵送料を実費で徴収し、必要と認める場合は減免する規定を設けるというもので、こちらは、現行の個人情報保護条例と同等の内容となっております。

続いて、開示等請求の手続でございます。開示決定をした期限を15日以内に短縮する。訂正決定及び利用停止決定の期限を20日以内に短縮する。これは短縮すると書いてあるのですけれども、法律は、開示決定の期限は20日以内、訂正決定、利用停止決定が30日以内というような条文になっているものですから、区は、現行の個人情報保護条例で定めている開示決定の期限が15日、訂正決定や利用停止決定の期限が20日となっているので、現行条例と同等となるように短縮するという意味で、現行のルールと変わりあるものではございません。ただし、著しく大量の開示等請求については、特例の期限を設けるといった条文も設けます。こちらについても、現行と変わりはありません。

3つ目の審議会への諮問というところが、一番、今回、大きく変更となるところでございます。現行、個人情報保護条例で規定している審議会については、例えば、業務を委託するとか個別システムを導入するとかといった場合、個別の案件一件一件を審議会に諮問し、答申を頂くというようなことで、個人情報保護に努めてきたところでございますけれども、今回の法改正上は、国が全国共通のルールを定めるということになるので、この審議会を区として持っていることは大事ですけれども、この審議会においては、今回の条例を改正するであるとか、国の共通ルール、国のガイドラインに基づいて、区が定めるマニュアルについてを審議するとか、そういった大きな方向性について、専門的な意見を頂くというような審議会に変更されるというところでございます。

この条例改正等、法を適用するための規定整備を行う必要がある条例は、ここに記載の3つの条例がでございます。

施行予定期日は、令和5年4月1日となっております。

こちらにつきまして、今回、教育委員会として、意見聴取がございましたので、それについてご審議いただきたいと存じます。

説明は以上です。

はい。ありがとうございました。

これについて、質問、また、意見聴取ですので、意見が何かございました

堀米教育長

ら、お願いします。

金丸委員、お願いします。

金丸委員

まずは、本当に細かい点についての質問ですけれども、この条例の第6条の2項、2行目に、「同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる」という、この30日というのは、その前の1項に書いてある20日を超えて、30日という趣旨ですか。それとも、それを含んで30日という趣旨でしょうか。

堀米教育長

はい。子ども総務課長。

子ども総務課長

子ども総務課長です。

まずは、訂正請求があった場合には、20日以内に回答しなければならないのですけれども、例えば、訂正請求が膨大であった場合に、事務処理上、20日では処理が困難だという判断があったときには、20日以内に、30日以内に回答しますよというご連絡をして、31日以内に限り、延長することができるというような規定になってございます。

教育担当部長

50日。

金丸委員

もう一つ。

子ども総務課長

50日か。

教育担当部長

違う。30日プラスする。

子ども総務課長

すみません。プラス30日なので、50日になります。

金丸委員

そういうことですね。

すみません。

堀米教育長

はい。金丸委員。

金丸委員

これは、多分、教育委員会にとっては非常に大きな問題なのだろうと思うのですけれど、例えば、学校で、生徒が担任からハラスメントを受けたとか、いじめられたとかという問題で、訴訟になるとします。訴訟になる前に、あの子の個人情報を出せということで、膨大なものを出すことを要求されて、それについて、主に、指導主事の先生方がそれをチェックしながら、出していい情報と出してはいけないほかの子の情報とを区別をしながら、黒で貼ったり、抜いたりして、作るようになります。結構、それがすごい作業量になりますので、この日数で本当に大丈夫なのだろうか。もしくは、もうそういうときにはしょうがないからと、例外規定にしてしまうのかという問題ですけれど、例えば、教育委員会で個人情報を出せと言われたときには、多分、1つ、2つ出すのではなくて、そういう全体を見込んでの出せという話になる可能性が高いのではないかと私は思っているのですけれど、そういう意味では、この日数で本当に大丈夫でしょうか。

堀米教育長

はい。子ども総務課長。

子ども総務課長

今の個人情報開示の決定等の期限は、第4条、5条の規定が適用されます。まず、開示決定等の期限については、おっしゃるとおり、15日以内になければならないのですが、その次のところで、同項の規定に関する期間を20日以内に限り延長することができるというところで、また、先ほどのよう

に、プラス30日なので、45日に延長することができます。そのほかに、5条のところ、期限の特例というのがあるので、やはり多岐にわたって、調査し、種分けが必要というところについては、この第5条をもって適用するというようなところで、支障がないように取り組んでいきたいと考えてございます。

金丸委員 きっとそうだろうなと思いつつながら、要するに、今言ったような例は、1つの事件になるものですから、それに関連する個人情報と言われて、それが多大なものだと言えるのかという問題が裏側で出てきてしまいそうな、そんな気がするものですから、本当に大丈夫かという心配をいたします。

堀米教育長 はい。ありがとうございます。
ほかにご質問はありますか。よろしいでしょうか。
特に意見としてはないということで、よろしいですかね。
(なし)

堀米教育長 はい。これは議案ですので、この条例でということで、採決を採りたいと思います。
賛成の教育委員は挙手をお願いいたします。
(賛成者挙手)

堀米教育長 はい。全員賛成により可決されました。ありがとうございます。

◎日程第2 協議

子ども総務課

(1) 千代田区教育委員会公印規則の一部改正について

堀米教育長 それでは、日程第2、協議事項に入ります。

千代田区教育委員会公印規則の一部改正につきまして、子ども総務課長、説明をお願いします。

子ども総務課長 はい。子ども総務課長です。教育委員会公印規則の一部を改正する規則について、ご説明いたします。

まず1つ目の改正理由でございます。公印の印影を電子計算機器による処理、以下、電子公印と略させていただきますが、そちらについては、小様式文書用と専用印に今まで限定をしておりました。ただ、ほかの公印、部長印、課長印、校長印であっても、公印の印影を電子化することによって、事務の効率化、簡素化を図ることができることから、電子公印の対象公印に今の小様式文書用と専用印以外の公印を加える必要があるというところでございます。

なぜかという、例えば、ここの(1)、(2)にありますように、年度末に出す各学年の修了証であるとか、各学期末に出す通知表は、今まで電子公印ではなくて、公印を押していたのです。でも、これは、今、校務支援システムのC4t hのほうから印刷するような形にもなっておりますので、それについては、電子化してもいいのではないかとというのが今回の議題

になってございます。

この電子公印として使用できる対象公印というのは、きちんと申請に基づいて処理されて、それについては、電子公印を使っていいですよという許可申請の形を取らせていただいておりますので、こちらについては、こういった規則改正をすることによって、効率化、簡素化が見込めるというところと、適正な運用ができるということもございますので、規則の改正を考えているところでございます。

施行の期日は、できましたら、なるべく早期にということで、この規則を可決いただきましたら、速やかに施行させていただきたいと考えてございます。

こちらの新旧対照表ですけれども、改正に伴って、条ずれですとか、各文言を細かく確認いたしまして、ずれている部分などを改めて修正させていたもので、今回の規則改正の趣旨をほとんど反映しているものとお考えいただいて結構かと思っておりますので、こちらについて、次回、議案として提出させていただく予定ですので、ご協議いただきたいと思います。と存じます。

堀米教育長

はい。説明は以上ですかね。

ご質問等がありましたら、お願いします。

長崎委員、どうぞ。

長崎委員

今の通知表だったり、修了証だつたりの校長印の代わりに、電子公印という形。通知表は、多分、担任の先生の判ことかもつかれていると思うのですが、担任の先生となると、公印という扱いにはならないということですか。

堀米教育長

私印ですかね。

指導課長。

指導課長

指導課長です。

担任は、それぞれ私印を押ささせていただいておりますけれども、それぞれの学級によって当然違いますので、その辺りは、校長印とはまた別な扱いということで、ご承知おきいただければと思います。

長崎委員

では、担任の先生は、出力されたものに押す。

指導課長

ご自身で押していただくというような形ですね。

長崎委員

それしか今のところ方法がない。

指導課長

三、四十人、頑張って押していただくしかないかなと思いますけれども。

長崎委員

分かりました。ありがとうございます。

教育担当部長

押すのですか。今も押しているのですか。

指導課長

押していますね。

長崎委員

逆に、今までは学期ごとに通知表をもらって帰ってきて、親も判こを押して返しませうという感じだったのが、昨今の、印鑑が要らないというので、親の印を求めなくなってきているのです。だから、一応、来たものを親が見て、親のあかしはなく、お返ししているような状況なので、そういう中で、担任の先生は、通知表の中に担任の先生の表記はあることはあるので、

そこにやはり印は必要ですかね、担任の先生が責任を持って通知表を作ったということで、必要になってくるという解釈ですか。

子ども総務課長

子ども総務課長です。

昨年度、やはり押印の見直しというのを教育委員会にも出させていただいて、なるべく押印しない形で運用できないかというところで、教育委員会事務局のほうの押印については、相当程度、見直しをさせていただきました。そのとき、やはり校園長会のほうでも見直せるべきものについては見直してくださいという願いをし、今回、この修了証とか通知表については、電子公印という形を取るという回答が得られたので、もう一段階、そこについて取り組めないかどうかというところは、問題提起させていただければと思います。

長崎委員
堀米教育長

よろしく願います。ありがとうございます。

はい。

ほかにご質問ありますでしょうか。

金丸委員
堀米教育長
金丸委員

今の。

はい。金丸委員。

同じ方向と正反対の方向での質問ですけれども、1つは、保護者がそれをもたらしたときに、どういう感情を持つのだろうかという心配を1つして、その心配がないならば、今、長崎委員のおっしゃったように、担任の判こそそのものがなくても、要するに、公印、電子公印があるのだからいいではないかというほうに流れたほうが、ずっと合理的なような気もするのですね。ただ、心配するのは、要するに、電子公印をしているものをもたらした保護者が、何だ、これはというふうに言い出しかねないのではないかという心配をしています。その辺は大丈夫ですか。

堀米教育長

どうでしょうか。

子ども総務課長。

子育て推進課長

やはり、その辺も丁寧に保護者の方に説明をしていけば、納得が得られる内容なのかなと思っております。プラス、家に帰ったときに、通知表はどうだったのという形で、親御さんのほうからお子さんにお声がけすることで、保護者の方もきちんと通知表を確認するということが可能かと思っておりますので、そういったところで取り組んでまいりたいと思っております。

堀米教育長
金丸委員
堀米教育長
金丸委員

はい。

あと、質問ですが。

はい、どうぞ。

新旧対照表についての質問ですけれど、まず第1点は、改正後の第1条に、「千代田区教育委員会（教育機関、附属機関及びこれらの長を含む。）」と書いてあるのですけれども、教育機関というのは、多分、学校のことを言っているのだろうと思うのですが、附属機関というのは一体何を指しているのでしょうか。

堀米教育長

はい。子ども総務課長。

子ども総務課長 子ども総務課のほうで持っている、いじめ問題対策委員会が附属機関に当たります。教育委員会が持っている附属機関は、今のところ、その委員会だけになります。

金丸委員 ただ、これは、細かいことですが、第11条、「公印は、常に堅固な容器に納め」というふうに書いてある部分がありますけれども、これが、その次の行で、「勤務を要しない日及び休日には、施錠しておかなければならない」。この施錠しておかなければならないという部分の本来の主語というか目的語というのですか、この容器のことを言っているのだらうと思うのですが、言葉として、「公印は」から始まっているものだから。

堀米教育長 主語が。

金丸委員 言葉が足りないのではないかと。もし書くのであれば、この「施錠し」の前に「同容器を施錠し」みたいな言葉が入るべきではないかと思いました。

堀米教育長 はい。子ども総務課長。

子ども総務課長 子ども総務課長です。

もともと、そこは、「封印し」となっていたので、ちょっとそのままになっていたもので、もう一段階、議案までにこの文言の妥当性を確認して、提出したいと思います。

堀米教育長 はい。よろしく申し上げます。

ほかにご質問はありますでしょうか。

金丸委員 細かくて、すみません。

堀米教育長 はい。

金丸委員 附則のところですが、これは、附則の別表第1というのは、この前もあるから、こうなっているのか分かりませんが、横に読んでいくと、公印名、番号、書体、形状寸法、用途、公印管守者と書いてありますけれども、その次の行を見ると、児童館長印について、書体は「同」と書いてあるのです。

「同」というのは、その前にあるものを引っ張るのが「同」なのだけれども、その前がないではないかという不信感です。同じように、公印管守者というのでも「同」になっているので、この「同」は、やはり誰をもって公印管守者に行っているのかというのが、ちょっとこの表がこれで完結しているとすると、よく分からないという感じを受けました。

堀米教育長 はい。「同」ですね。どこをもって「同」としているかということですが、

子ども総務課長 どうぞ。

子ども総務課長 子ども総務課長です。

この「同」は、公印名の公印印名を「同」と呼んでいるのではないのか。ちょっと、すみません。休憩します。

堀米教育長 書体が「同」になっているので。

(事務局職員で協議)

子ども総務課長 すみません。失礼いたしました。

これは、公印名と児童館印名の間に、相当程度、中略されているところが

あるので、ちょっと分かりにくくなっている状況で、この前の行に対しての「同」という形になっているので、これが、篆刻とか、いろいろ書かれている。

金丸委員
子ども総務課長
堀米教育長
金丸委員
堀米教育長
子ども総務課長
堀米教育長

要するに、「同」に対応するものがこの前に本当は入っているのですね。

そうですね。失礼いたしました。ちょっと分かりにくいです。

そうすると、入れておいていただかないと分からないということですか。

そうですね。

ということですので。

ちょっと工夫できるかどうか確認します。

そうですね。表があって、大きくなってしまいうということもあったのかも
しれませんけれど。

ご指摘ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

(なし)

堀米教育長

では、次回、議決ということで、よろしいですかね。またそれまでに何か
ございましたら、お願いいたします。

◎日程第3 報告

子ども総務課

(1) 令和4年度補正予算案一般会計第3号について

子育て推進課

(1) (仮称) 子育て・教育応援給付金について

児童・家庭支援センター

(1) 令和5年度学童クラブ入会募集について

子ども施設課

(1) 区立お茶の水小学校・幼稚園改築工事について

指導課

(1) 令和3年度千代田区における児童・生徒のいじめ、不登校の実態につ
いて(概要)

(2) 令和4年 特別区人事委員会勧告について

堀米教育長

それでは、日程第3、報告事項に入ります。

令和4年度補正予算案一般会計第3号につきまして、子ども総務課長、説
明をお願いします。

子ども総務課長

はい。子ども総務課長です。令和4年度一般会計補正予算案第3号の内容
について、ご説明をいたします。

こちら、第4回定例会に補正予算案として上程される予定でございま
す。

こちらの子ども部抜粋のところをご説明させていただきます。

今回の補正予算の全体像は前段になっているのですが、こちらが子ども部

の抜粋の補正予算の計上の金額でございまして、歳出の総額は7億8,660万円でございます。こちらの詳細ですけれども、1のちよだパークサイドプラザ管理運営から8のこども園管理運営まで、こちらが、今、ちまたで言われているエネルギー価格高騰の影響等により、光熱水費に不足が生じることから追加予算計上するものでございまして、こちらは、1番から8番までの総額が1億6,955万円余となっております。

続いて、9番の千代田区子育て・教育応援給付金ですけれども、こちらは、物価高騰に直面する子育て世帯に対しまして、子育てや教育に係る経済的不安を軽減することを目的として、区の独自施策として、子ども1人当たり5万円を支給するためのものでございます。こちらについては、6億1,710万円余の予算計上となっております。

歳入につきましては、記載のとおりでございます。

なお、千代田区子育て・教育応援給付金については、後ほど詳細説明がございまして、

説明は以上でございます。

堀米教育長

はい。補正予算第3号のご説明がございました。これについて、何かご質問はありますでしょうか。

たくさんありますが、1から8までは、もう光熱費の補助ということになりますね。

よろしいでしょうか。

(了 承)

堀米教育長

それでは、続きまして、仮称であります、子育て・教育応援給付金につきまして、子育て推進課長、ご説明をお願いいたします。

子育て推進課長

はい。それでは、子育て・教育応援給付金につきましてご説明をさせていただきます。

それでは、資料をご覧くださいと思います。

1番、概要でございますけれども、支給の目的が書いてありますが、先ほど大谷課長からもご説明いただきましたけれども、物価高騰に直面する子育て世帯に対して、子育てや教育に係る経費の経済的負担を軽減することを目的として、この給付金を支給するということでございます。

2番の支給の対象者ですけれども、主に(1)に書いてございますが、令和5年1月分の児童手当、また、次世代育成手当の受給者を対象としておりまして、(2)、(3)に記載のとおり、(2)では、これら(1)に該当する方が区外に住所を有する場合におけるその配偶者と。これは、区外に住んでいる児童手当の受給者で、配偶者が区内にいる場合というようなことを想定しているところでございます。(3)では、基準日から離婚とかをされて、新たに児童手当等の受給資格を有するに至った、こういった方も対象にしていこうということで考えております。

米印については、ご覧のとおりとなっております。

まとめますと、区内に住む0から18歳の子どもを養育する保護者に対して

支給するものと考えているところでございます。

3番、事業概要でございます。給付額でございますが、対象児童1人につきまして5万円を支給するものでございます。

(2)、(3)とスケジュールを書かせていただいておりますが、(2)プッシュ型、これは口座に自動的に振り込む方法でございますが、こちらのスケジュールでございますけれども、1月の下旬、25日頃ですが、この支給のお知らせを通知いたしまして、同時に、受給の意向確認もさせていただくという流れでございます。この間、受給辞退届とか、口座変更届の提出期限等々、また、支給決定をして、最終的には、2月28日にあらかじめ児童手当等で登録いただいている口座に直接振り込むというような流れになります。

ほとんどがこういう方ございまして、(3)申請が必要な方への支給のスケジュールを書いてございます。申請が必要な方は、一部の公務員の方とか、所属庁から出ていて、うちに口座情報がないので、ちょっと申請を必要とするところになっていきますけれども、申請が必要な方については、来年1月から申請受付を開始いたしまして、2月28日締めという流れでございます。2月28日に初回の支給を考えているところでございます。

周知の方法ですけれども、広報千代田、ホームページにより、こちらを中心に事業を周知していくというところでございまして、うちの課で把握できている申請が必要な方については、個別に申請の勧奨をしていこうかと思っております。

最後、経費でございますけれども、給付費と事務費を合わせて、6億1,710万2,000円というところでございます。必要になる経費につきましては、今ご説明がありましたけれども、第4回定例会への上程をする予定となっております。

ご説明は以上でございます。

堀米教育長

はい。ありがとうございます。

ご質問がありましたら、お願いいたします。

金丸委員、どうぞ。

金丸委員

多分、まとめたからそうなっているのだらうと思うのですが、給付対象者がある意味で分かりにくくて、要するに、(1)というのは、世帯の世帯主が千代田区に住民票を置いてある、そういう人だという読み方でいいのですよね。

子育て推進課長

はい。さようでございます。

金丸委員

(2)について、(1)に該当する者というのは、世帯主という意味なのだらうと思うのですが、例えば、単身赴任をしていて、子どもと配偶者が千代田区に住んでいる場合には、(2)で行きますよということであって、両方ともいなくなったら駄目ですよ。

子育て推進課長

そうですね。区内に住んでいる0歳から18歳の子どもを養育する保護者ということなので、世帯主というよりは、児童手当の立てつけとして、所得の

高いほうに児童手当は支給しているということがありますので、区外に受給者がいるのですけれども、区内に配偶者がいらっしゃる場合は、区内で子どもを養育する方に当たりますので、そういう方にも支給しようという考え方でございますので。

金丸委員 ということは、逆に言えば、区外にいる人の口座に入るのではなくて、区内にいるその配偶者の口座に入る。

子ども推進課長 入ります。配偶者に入ることです。

金丸委員 それとの関係ですけれども、(3)で離婚した場合に、離婚したのが基準日より後だということだから、基準日に離婚する相手は、例えば、千代田区に住んでいれば、この(1)で対象者になりそうな気がするんですね。

子育て推進課長 そうですね。もらってしまうので。

金丸委員 これを外さなければいけないだろうと。

堀米教育長 もらってしまう。

金丸委員 もらってしまった方に、申請いただくときに、自己申告になりますけれども、申告をしていただいて、仮に、ちょっと離婚をされた方がもらっているよとかということであれば、調整をするのかもしれませんが、基本は、そういった離婚をされた方についても、新たに児童手当の受給者となるので、そこは認めていこうではないかというところの考え方ですね。

金丸委員 1つ間違えると、両方が取るということが。

子育て推進課長 はい。両方、ちょっと確かに二重取りの危険性があるので、そこは自己申告にはなってしまうのですけれども、申告をしていただいて、5万円のうち、例えば、2万5,000円をもらっているということであれば、その差額の2万5,000円を支給するとか、そういうようなやり方でやっていきたいと。

金丸委員 あと、もう一つは、いつもこの問題になると、頭をよぎるのですが、要するに、基準日の段階で離婚していない。この場合だったら、その後の2月28日まで離婚はしていない。しかし、それよりも前からずっと争っていて、別居しているという家族もあるではないですか。これについての手当ては全くできないのか。

子育て推進課長 そこも柔軟に対応をしたいと考えております。

例えば、ちょっとDVの被害で、住民票の住所を移していなくても、実態として千代田区にいらっしゃる方であれば、申告になりますけれども、事情をこちらのほうで確認させていただいて、支給するという方法を考えてまいりたいと思っています。考え方としては、金丸委員がおっしゃったことにつきましても、柔軟に対応していければと思っております。

金丸委員 よろしくお願ひします。

堀米教育長 はい。

ほかにご質問がありましたら、お願いいたします。

長崎委員、どうぞ。

長崎委員 今回の支給対象者の(2)のところ、今回の施策についてではなく、児童手当を、区外に住んでいる方と区内で子どもを育てている方と、両方もらっ

てしまっているケースというのは、確認のしようというのはあるのでしょうか。

子育て推進課長 そうですね。児童手当自体は、国の制度でございますので、区外にいらっしゃる方は区外から出ているので。

長 崎 委 員 それが両方に。

子育て推進課長 そうですね。

長 崎 委 員 渡ることはない。

子育て推進課長 はい。こちらでは、ちょっと分からないというのが、データとして分からないので、そこは申請を頂くとかという形でちょっとやることになります。

長 崎 委 員 では、何らかのあれで、区外に出ている人が世帯主というか、そこでもらっていて、区内にいる子どもを育てているほうがそちらからお金が回ってこないとか、そういった事情で、交渉すれば、今のこれだと、何かもしかしたらもらえるのかもしれないと思ったのですけれど、児童手当だと、そこは難しいと思っていいいのですか。

子育て推進課長 児童手当は、他区から出ているバージョンになりますので、児童手当は出ないのですけれども、本給付については、区内に住所があって、お子さんを養育している方を対象としていますので、出す方向で考えております。

長 崎 委 員 はい、分かりました。すみません。ありがとうございます。

堀米教育長 はい。ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(な し)

堀米教育長 はい。

それでは、次に参ります。令和5年度学童クラブ入会募集につきまして、児童・家庭支援センター所長、お願いします。

児童・家庭支援センター所長 資料のほうをご覧いただければと思います。来年度の学童クラブの入会募集の時期となりまして、今月の18日にホームページで、あと、11月20日号の広報千代田でご案内を掲載することとなっております。こちらの状況をご報告いたします。

区内の学童クラブ、小学校に上がったからの就学のお子さんの放課後の健全な遊び、学びの場を提供しますというところで、こちらは、今、クラブ数としては24クラブございまして、来年度も同じクラブ数で行くこととしております。

また、実施の内容、入会できる児童、2番のところですね、こういった対象の方ですとか、あと、3番の開室時間、開室日時、こちららも変更はございません。費用のほうも、こちらは、月々、この額でやってまいりますというところで、そこは変更ございません。

また、申込みのほうの手続も例年同様でございまして、7番のところ、受付期間が令和5年1月4日から1月31日までということで、各学童クラブ等で、入会案内ということで、冊子のようなものを配付いたしまして、そこに載っているクラブの情報をご覧いただいて、どのクラブを申し込もうかとい

うことで、実際に見学も頂いたりしながら、お選びいただいて、申込みを頂くということで、この期間に申込みの書面を頂きまして、最終的に、指数、ここは就労の状況ですとか、そのお子さんの状況とか、そういったものを含めて指数づけを行いまして、最終的に選考を行いまして、ご希望のクラブどおり、または、第2希望、第3希望というところもありますけれども、調整を行うということとしております。最終的に、2月21日に決定した内容を各保護者、ご家庭に発送するという流れで、この後、手続を進めてまいります。

一応、そういったことで、今回、情報を提供させていただきます。

ご説明は以上でございます。

堀米教育長

はい。このような募集日程でございます。

ご質問はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(なし)

堀米教育長

はい。

では、続きまして、区立お茶の水小学校・幼稚園改築工事につきまして、子ども施設課長、説明をお願いします。

子ども施設課長

はい。子ども施設課からは、区立お茶の水小学校・幼稚園改築工事についてご報告させていただきます。資料をご覧くださいませでしょうか。

資料の前に、まず、お茶の水小学校・幼稚園改築工事については、昨年6月の当教育委員会で、地中障害物が出現しましたということと、それにアスベストが含まれておりましたと、判明しましたということについて、また、やはり、同じく教育委員会、11月に、このアスベスト含有のアスファルトの除去ですとか、地下躯体の解体の一部が完了しましたということと、これらに伴って、工期延長があつて、竣工が令和5年9月末になる見込みであります。ただし、今後の掘削作業によりまして、床付け完了までに別の地中障害物が出現する可能性があることを報告させていただいたところです。その後の状況と今後につきまして、改めてご報告をさせていただきます。

先ほど触れましたアスベスト関係の除去ですとか、地下躯体の解体の一部完了の後に取り残した地中障害物があつたのですけれども、その解体撤去を含めまして地下掘削の作業が今年の6月に完了いたしました。一方、工事の進捗の中で、杭の工事において新たに地中障害物が確認されまして、先ほどお話を差し上げました地中障害物の撤去と、この杭工事への対応でさらに2か月程度の工期延伸の見込みとなりました。こうしたことから、工事費用と工期を精査した結果をご報告するものでございます。

ご覧いただいております資料、左側に表が載せてありますけれども、まず現契約についてでございますが、建築工事・幼稚園改築工事と書いてありますが、建築工事で68億4,755万円余、電気工事で7億1,365万円余、空調工事で7億63万円余、給排水工事で6億8,878万円余、工事期間が令和2年6月27日から令和5年9月29日ということになってございました。

次に、下の表をご覧くださいませでしょうか。変更とその内容といたしま

してですが、改築工事としまして、こちら建築工事ですけれども、内容として、地中障害物への対応に伴う工期の延長ですとか学校等要望への対応、防火設備の増などで5,164万5,000円の増となります。電気設備工事では、内容といたしまして、建築工事に伴う工期の延長ですとか、Wi-Fi設置などによる通信環境の強化などの学校等要望への対応などで625万9,000円の増。空調設備工事では、やはり建築工事に伴う工期延長ですとか、空調などを制御する中央監視システムにおいて、拡張性ですとか操作性を向上させた仕様への変更などで1,490万円余の増。給排水衛生設備工事では、やはり工期延長ですとか、消防指導によります屋内消火栓の追加及び調理室の排気ダクトなどへの消火設備の追加などで931万7,000円の増となっております。

表の最後ですが、後期の変更としまして、今ご説明を差し上げました各種対応などの結果、工事期間については、地中障害等への対応に要した期間2.5か月を加えまして、令和5年12月15日までとなっております。

ちなみに、ちょっと参考程度で、今、ページを替えさせていただきましたが、地中障害と防火設備の増を先ほど触れましたが、ちょっとだけ説明を差し上げますと、左側半面が地中障害物対応のイメージと記載してございますけれども、先ほど杭を打っている中で障害物がと申し上げたのですけれども、同じような絵が2枚並んでいるうちの左側です。その真ん中辺りにピンク色で薄く細く見えているのですけれども、当初ここに打ち込んでいった杭で下の黄色いところで地中障害物にぶつかってしまったということで、一度この杭を抜いて少し右側に80センチ程度ずらして、また工法を変えて新たに杭を打って拡底といって底を広げる、少し広がっていますけれども、その作業を行ったというような作業を行いました。ほかに、同じ図面の中で上のほうに水色の斜線が描いてある細長い2つの線が朱色の棒を挟んでいるようになっていますが、これ地中障害物ですけれども、旧錦華小学校の地下躯体の1つですけれども、このうち右側が上の写真の赤い点線で囲ってあるものですが、こちらを除去して現在右側の図面のような形に至っているというような状況でございます。

同じく右側の防火設備の増ですけれども、こちらもともとアルミのサッシだったのですけれども、建築基準法では隣の境界線、隣地境界線から一定の範囲は隣の建物からの延焼を防ぐために防火設備を設ける定めがあるのですけれども、隣接地が今回錦華公園になるということで、有効である空き地が多いということから、延焼の対策が必要とならないケースであるということで、東京都との協議でそうした取扱いを認めていただくということで進めてきたのですけれども、今、錦華公園も整備を進め始めている中で、広く地域のご意見を伺いながら改修整備の検討を進めた結果、公園トイレの配置が、この下の緑色の錦華公園という場所をご覧くださいませでしょうか。そのちょっと上に赤い楕円形の部分があるかと思うのですけれども、この赤い楕円形のちょっと下のところに四角く黒とか茶色でまだらになっているところがあります。こちらにトイレが設置されることになりまして、この配置の関係

で、延焼のおそれの部分に当たるのが赤い部分になるということで、ここを防火設備の仕様に変更するというものでございます。このような変更を必要としたという状況でございます。

なお、工期ですとかが一定程度固まりましたもので、これらを踏まえまして、今後、竣工ですとか、引渡し後の新校舎への移転等については、学校・幼稚園、地域の皆様ですとか、関係各課と連携して進めてまいりたいと考えているところでございます。

ご報告は以上でございます。

堀米教育長

はい。

ご質問でございますでしょうか。地中が終わったから、地中障害物はもう心配要らないかと。

子ども施設課長

恐らく、もう心配は要らない。

堀米教育長

ということです。

はい。よろしいでしょうか。

金丸委員

1点だけ、すみません。

堀米教育長

はい。どうぞ。

金丸委員

中央監視システム仕様変更というのが入っているではないですか。これはどんなふうに変えるということですか。

子ども施設課長

ちょっと詳細についてはなかなか専門的になってしまうのですが、これの当初の設計段階に導入しようとしていたものから、今、新たな機器がもう既に開発というか、されている状況です。少し年限がたって出てきたそうです。当初の設計時に据え付けようとしていたものよりいいものですが、当初の設計のままのものと、部品の製造期間などがどうしてもありますもので、そのままでは将来的に交換とか修繕に影響が及ぼすだろうということと、新たなもののほうが操作性が高いとか拡張性があるということとを踏まえて、そちらのほうを導入するという判断に至ったものです。

金丸委員

埋設物が出てきて工期が延びたからそういうのが起きていますけれども、本来的であればそのままやってしまうことになりませぬ。

子ども施設課長

そうですね。その可能性はありました。

金丸委員

それで部品や何かが足りなくなるような、そんな短い期間しか製造していないものですか。

子ども施設課長

いえ、期間が短いわけではないのですが、これからやはり10年、20年、30年間機器は使用し続けることになるのですが、やはり若干いわゆるモデルチェンジというのでしょうか、したものがもう今出ている状態になりましたので、そのモデルチェンジの前のもを入れてしまうと、それだけやはりそれへの対応の部品等々は短い期間でしか供給されないと。もう既にその前のモデルが始まったのがさらに前になりますので、そういったような意味で新たなモデルチェンジ後のものを導入すべきという判断をさせていただいたという状況でございます。

金丸委員

イメージとして、新しいのができて、機械もよくなって値段も安くなっ

て、だからそれに替えるというのならすごく分かるのですけれども、値段が高くなってしまいうというのが、何かすっきりと頭に入らないというのが私の感想です。

子ども施設課長 この機器だけではなく、様々なほかのものの要因も含まれてのことです。ご
いますので、ご理解賜ればと思います。

金丸委員 はい。

堀米教育長 はい。

ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

(なし)

堀米教育長 はい。では、この予定でできることを強く祈りたいと思います。

続きまして、令和3年度千代田区における児童・生徒のいじめ、不登校の
実態につきましてというのは、一応これは確定版ということでよろしいです
かね。

指導課長 はい。

堀米教育長 説明をお願いします。

指導課長 はい。指導課長です。それでは、令和3年度における児童・生徒のいじ
め、不登校の実態について報告させていただきます。

まず、いじめの状況についてです。

小学校における認知件数の推移は、令和2年度の27件から令和3年度の14
件と減少しております。また、解消率につきましては、小学校は96.3%から
71.4%に下降いたしました。中学校・中等教育学校における認知の推移は、
令和2年度の4件から令和3年度の8件と増加いたしました。解消率につ
きましては、50%から62.5%と上昇しております。

特徴のところに記載がございますけれども、いじめの態様といたしまして
は、「冷やかしからかい等の言葉によるもの」が最も多くなっており、ま
た、発見のきっかけは当該児童・生徒の「保護者からの訴え」が最も多く、
次いで「本人からの訴え」の順になっております。

いじめの未然防止、早期発見、早期対応の取組といたしましては、資料に
記載がございませんけれども、ふれあい月間の実施、生活指導主任会等での
啓発、フレンドシップサポート事業におけるスクールカウンセラーと担任が
協力した「命の大切さに関する授業」の実施、小学校ではスクールライフサ
ポーターによる丁寧な見取り等を行っております。

また、いじめの解消に関しましては、いじめに係る行為がやんでいる状態
が少なくとも3か月経過すること。被害児童・生徒が心身の苦痛を感じてい
ないこととしており、学校と児童・生徒、そしてその保護者が共通の認識を
持って、安易に解消とせず、慎重に対応しているところでございます。

続きまして、不登校の状況について報告いたします。

小学校における不登校児童の推移は、令和2年度の46名から令和3年度の
43名と微減いたしました。出現率についても令和2年度の1.5%から1.3%と
減少してございます。中学校・中等教育学校における不登校生徒の推移は、

令和2年度の90名から令和3年度の62名と、28名の減少となりました。出現率も3.6%と、前年度と比べて1.8ポイント減少しております。この数値には、コロナに関する感染回避を主な原因として欠席している生徒数はカウントされてございません。また、小学校、中学校、中等教育学校の前期課程では、昨年度に引き続きまして、学年が上がるにつれて不登校児童・生徒数が増加しているという現象がございます。

不登校の要因につきましては、全校種において「不安、無気力」そして「家庭の問題」ということが多くなっております。不登校の未然防止に当たりましては、こちらも資料に記載がございませんけれども、hyper-QUの実施と学級経営支援アドバイザーを講師とした分析、スクールカウンセラーによる小学校5年生、中学校1年生、中等教育学校の1年生と4年生の全員面接等を行っております。

また、文部科学省から通知が出されております不登校児童・生徒の支援への在り方についてという通知のとおり、不登校児童・生徒への支援については、学校に登校するという結果のみを目標とするのではなく、学校、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、本区でいいますと白鳥教室等、関係機関が連携いたしまして、児童・生徒が自ら進路を主体的に考え、社会的に自立することを目指して対応に取り組んでいるところでございます。

本件について、報告は以上です。

堀米教育長

はい。ありがとうございます。

この件についてご質問がありましたら、よろしくお願ひいたします。

佐藤委員、どうぞ。

佐藤委員

不登校の原因の家庭の問題が多くなっているという家庭の問題は、例えばどんな感じでしょうか。

堀米教育長

はい。指導課長、お願いします。

指導課長

ここで家庭の問題というふうなお話をさせていただきました。こちら「不安・無気力」ですとか「家庭の問題」というふうにかテゴライズさせていただいておりますけれども、まず、前提といたしまして、これらの要因というのは1つではないで考えております。様々な原因が複雑に絡み合って不登校に陥ってしまっているのではないかというふうな認識がございます。その上で、文部科学省なり東京都の調査のカテゴリー上、このように分類させていただいているところが前提としてございます。その中で家庭の問題といいましても多岐にわたるかとは思いますが、保護者の学校に対するお考えですとか、保護者の不仲ですとか、そういった様々な原因が考えられるのではないかと認識しております。

佐藤委員

ありがとうございます。

堀米教育長

子どもが遅くまでゲームをしていて朝起きられないというのも、この家庭の問題に入っているのですか。

指導課長

そうです。おっしゃるとおりです。

堀米教育長 ということですので、今、ちょっと、不登校の子ども別に千代田区として、文部科学省の範疇ではなくて、その子に対してどういう理由なのかというのを調査しようかというようなことを今考えております。文部科学省の範疇だと、ただ無気力とか何とかというとは分からないので、そこはその文部科学省の調査ですが、それで千代田区としてはという、ちょっとそこを今、大変かもしれませんが、やってもらっているところでございます。

ほかにございますでしょうか。

金丸委員 これは、あれは関係ないのですか、コロナによって学校が休校になったり何かしたことが原因になって数字が動いているということはないのでしょうか。

堀米教育長 これはいかがでしょうか。

指導課長 指導課長です。

コロナの不安による欠席というところについては、こちらの人数にはカウントはされてございません。

堀米教育長 ですので、そこがコロナの不安というところで項目が変わったということもないわけです。

金丸委員 ないわけですね。

堀米教育長 その辺はやはり個別に行かないとなかなか分からないところもあるので、影響が全然ないとは言えないと思います。

金丸委員 でも、見ていると、令和2年の中学生ですか、どんと増えているなという図を見るとそういうふうな感じを受けて、その原因は一体何なのかと思ったときに、そんなことなのかというような想像をしてしまっただけですけども。

指導課長 指導課長です。

こちらの人数のカウントにコロナウイルスの感染の回避のための欠席はカウントされておりませんが、例えば、細かく見ていく中で、コロナウイルスによる、例えば人間関係ですとか学力への不安ですとか、そういったところについては欠席の人数として計上しておりますので、その辺りは非常に分析が難しいところではあるのですが、直接的な原因というところではカウントはしてませんが、何かしらの影響があるのではないかと認識しております。

堀米教育長 はい。ほかにございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

(なし)

堀米教育長 では、続きまして、令和4年特別区人事委員会勧告につきまして、指導課長、説明をお願いいたします。

指導課長 続きまして、令和4年特別区人事委員会勧告について報告をさせていただきます。

特別区人事委員会は、令和4年10月11日に幼稚園教育職員を含む職員等の給与について、資料にお示ししているとおりの内容の勧告を行っております。

す。

まず項番1、給与改定の内容。(1)月例給につきましては、公民較差となっている896円を解消するために、初任給及び若年層の給与月額を引き上げるものとなっております。

具体的な給与の公民の比較及び初任給の改定内容につきましては、資料の今お示ししている表をご覧ください。

まず、公民の比較ですけれども、民間の従業員の給与の平均37万9,408円なのに対し、幼稚園教育職員を含む給与平均は37万8,512円であり、その較差は896円となっております。また、今回の改定を踏まえた幼稚園教育職員の初任給の給与月額を例に取りますと、大学卒業者が現行の19万4,000円なのに対し、改定後は19万9,500円となり、4,700円の改定ということになります。また、短期大学卒業者が現行17万7,700円なのに対し、改定後は18万2,500円となり、4,800円の引上げとなります。なお、今回の改定により、おおむね採用から10年程度までの職員について給与月額が引き上げることとなります。

(2)特別給につきましては、民間における特別給の支給状況を勘案いたしまして、年間の支給月数を現行4.45月から4.55月に0.1月引き上げまして、支給月数の引上げ分は民間の状況等を考慮いたしまして勤勉手当に割り振ることとしてございます。

(3)3月期末手当の廃止につきましては、令和5年度から0.25月分あった3月期末手当を廃止いたしまして、6月と12月期に均等になるように期末手当が年間2.40月、勤勉手当が年間2.15月に配分されることとなります。

(4)改定の実施時期につきましては、月例給の引上げは令和4年4月1日から、特別給の引上げは改正条例の公布の日から、3月期末手当の廃止につきましては、令和5年4月1日からそれぞれ実施するものとなります。

なお、この勧告を受けまして、今後のスケジュールとなりますけれども、今後、もう間もなくと聞いておりますけれども、区長会と特別区職員労働連合会との給与改定交渉が行われてまいります。区長会として勧告を受け、実施することになりましたら、給与条例の一部改正について区議会定例会に提案させていただく予定としてございます。

私からの説明は以上です。

堀米教育長

はい。ご質問ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

(なし)

堀米教育長

対象は10年程度なので十一、二年目の人は追い抜かされないかと、ちょっと心配しますけれども。

◎日程第4 その他

子ども総務課

(1)教育委員会行事予定表

(2) 広報千代田 (11月20日号)

堀米教育長 では、次に参りたいと思います。
 それでは、日程第4、その他事項に入ります。
 教育委員会行事予定表、広報千代田 (11月20日号) につきまして、子ども
子ども総務課長 総務課長、説明をお願いいたします。
 子ども総務課長です。
 11月8日から12月21日までの予定を記載してございます。当初予定していた総合教育会議のほうは延期となりましたので、予定表からも落とさせていただいております。後ほどご説明したいと思います。そのほか連合音楽会であるとか、記載がございますので、ご確認いただきたいと存じます。
 続きまして、広報千代田 (11月20日号) でございます。こちらについては、子ども部からは2件、そのほか12件が地域振興部からとなつてございます。子育て推進課からは、ひとり親家庭等医療費助成の現況届の提出と、あと児童・家庭支援センターから「学童クラブ」の入会案内が出る予定でございます。そのほかは、発刊された暁に内容のほうをご確認いただきたいと存じます。
 説明は以上です。

堀米教育長 はい。では、行事予定と広報のご説明で何かご質問ございますでしょうか。

 はい。長崎委員、どうぞ。

長崎委員 直接予定とは関係ないのですが、今回、連合音楽会が2日にわたって行われて、対象が4年生ということで、今までは二学年をやって二学年が演奏・合唱して、隔年で連合音楽会はなされていたかと思うのですが、今後の予定というか、毎年毎年4年生がやるのか、それとも2年置きでそのときに4年生だった児童が参加するのか、その辺は決まっているのでしょうか。

堀米教育長 はい。これは。
堀米教育長 学務課長、お願いします。
学務課長 学務課長です。
 こちら、今、長崎委員のご質問です。コロナ禍の対策で、今年度と来年度に限っては4年生のみの対象として行うということ、校長会の学校の音楽部会で決めました。2年後、再来年度以降はまた元のように、対象を2学年にして、コロナ禍前の形に戻すということをお申し合わせておりますので、よろしくをお願いいたします。

長崎委員 ありがとうございます。
堀米教育長 コロナ禍前というのは3、4年生ということですね。
 はい。ありがとうございます。

学務課長 そうでございます。
堀米教育長 ほかに行事予定等、どうでしょうか、よろしいでしょうか。
 大変ご出席いただくのが多いのですが、ご無理のない範囲で。

金丸委員 ちよつと1点だけ。11月11日の音楽会、学芸会、九段小学校と昌平小学校でありますけれども、たしかこれは土曜日に保護者が見るのが行われるのだと思うのです。ここで金曜日だけ書いてあるというのは、もし我々教育委員が行くとしたら金曜日に来てくださいという趣旨でしょうか。

堀米教育長 これはどうでしょうか。行事のほうで。

子ども総務課長 行事のほうで、12日。

金丸委員 多分土曜日に保護者用の音楽会とか学芸会をやるはずです。

長崎委員 今まではそうでしたよね。でも、もしかしたら、もうコロナで配信だけとかだったりするのですか。

子ども総務課長 すみません、ちよつと。

堀米教育長 では、これはまた。

子ども総務課長 確認をしてから連絡するようにいたします。

堀米教育長 確認をしてから、すみません。

この後、では少し。

指導課長 これは、例えば11月18日などは、教育委員訪問のほう、上段のふじみこども園についてはご出席をお願いして、学芸会、学習発表会は下段になるので、特段出席をお願いしているわけではないというふうな捉えだと思うのですけれども。

金丸委員 そういう行事はあるけれども、事実上行けないということですよ、これは。

子ども総務課長 そうです。

指導課長 基本的に、多くの学校が、金曜日が児童鑑賞日、土曜日が保護者鑑賞日という扱いになろうかと思っておりますので。

金丸委員 そうですね。

長崎委員 今、開いたら、九段小学校の音楽会はやはり12日の土曜日だけれども、来賓は控えてくださいという案内が入っていました。

堀米教育長 そうすると、また、この18日も同じことですよ。多分19日にやるけれども来賓は呼ばないと。だからここには書いていないと。

指導課長 そうですね。はい。

堀米教育長 昌平小学校、九段小学校も、金丸委員ご指摘のように12日だけれども、来賓はお呼びしないと。

長崎委員 ただ、我々は来賓という扱いではないと思うのですけれどもということですよ。

堀米教育長 来賓という扱いではないので。

指導課長 運動会と同様に。

長崎委員 はい、分かりました。

堀米教育長 行かれていいということをお願いします。

その辺も、学校にまたこちらでさらに周知をして、来賓ということではなくてということで伝えておいていただけますでしょうか。

指導課長 はい。また取りまとめをさせていただいて、学校にご連絡させていただき

堀米教育長 ますので。
すみません。ぜひよろしく願います。ありがとうございます。
これについてはよろしいですか、ほかにご質問ないですか。
(なし)

堀米教育長 はい。
それでは、教育委員からの情報提供ということで、長崎委員から事前情報提供がございましたので、岐阜の草潤小学校ですね。

長崎委員 中学校ですかね。
堀米教育長 中学校ですか。
長崎委員 岐阜の。
堀米教育長 岐阜の中学校ですね。不登校に関して。では、ちょっと願います。
長崎委員 はい。ちょっとネットの記事で見たので詳しくは分からないのですが、不登校の特例校というのが全国に21校あって、公立で12校あるらしくて、岐阜市内の草潤中学校というのが、不登校の児童・生徒が通っているにもかかわらず登校率が85%を超えていてというような内容の記事を見ました。地域とかにも、そのまま千代田区に話を持ってこられるものではないと思うのですが、授業が自宅でオンラインでもいいし、行ってもいいし、教室に入ってもいいし、違う個別の部屋で受けてもいいしと、すごく自由度が高いような学校だということで、何か、白鳥教室が、今、手狭になってきているので、何かそういったいいアイデアというかを頂けるのではないかと、一応情報共有ということでお伝えします。
堀米教育長 以上です。
はい。ありがとうございました。
あと、子どもの居場所がここにあるというような、これを読ませていただいて捉え方をしました。いろいろな方法があるのではないかと、また参考にさせていただければと思います。ありがとうございます。
ほかに委員さんから情報提供はございますでしょうか。
金丸委員 はい。金丸委員、どうぞ。
別途でいいですか。今回ご連絡するのを忘れてしてしまったのですが、特別支援学級に在籍する障害児が通常の学級で受けられる授業時間を週の半分までとする文部科学省の通知について、人権侵害だとして、大阪府に住む障害児の保護者らが大阪弁護士会に人権救済を申し立てたという記事がありまして、国連の障害者人権委員会は、日本政府に対して障害児を分離しているという、現状の特別支援教育をやめることを強く求めているということとの絡みですが、一体、今言った文部科学省の通知というのは、千代田区ではそんな形で実際に実行されているのかどうか。今後どういうふうな方向に進むように考えたらいいかというその2つについて教えていただけるといいなと思っています。
堀米教育長 はい。
では、指導課長、願います。

指導課長

指導課長です。

今ご指摘いただきました特別支援学級のいわゆる交流及び共同学習という学習形態、通常の学級に特別支援学級に在籍しているお子さんが行って一緒に学ぶというような機会、確かに半数程度にとどめるというような通知がございました。現状では、特に富士見小学校においては、この交流及び共同学習というのを盛んにやっていたところなんです。要は、そのお子さんにとってどういう場でどういう学習をすることがより望ましいかというところを考えていただいた上で、例えば、実技的な教科では交流及び共同学習をしたほうがその子にとってよいのではないかとか、そういったところを踏まえていただいた上で検討を実施していただいているというところがございます。どの学級についても半数を超えない程度で実施していただいているというのが現状でございます。

堀米教育長
金丸委員

よろしいでしょうか。

問題は国連の勧告との絡みで、一体どちらの方向に進んでいくのだろうか。正直な話、日本のようなやり方がおかしいとも思えなくて、現実的にできるというのは結構限られているような気もするのです。だけれども、国連がそういう意見を出してくるということは、多分世界的に言えばそうではない風潮が主流なのだろうと思うのです。そうすると、そうではないやり方で本当にできるのかどうかということが僕らは分からないものですから、その辺の情報がありましたら、また今日でなくていいので教えてください。

指導課長

指導課長です。

国連のお考えに私がどうこうと言えませんが、現状といたしまして、特別支援学級に通うお子さんにつきましては、就学前に就学支援委員会というような委員会で検討いたしまして、この子にとってはどういった形態でどういった場で学習するのがより適切かというような検討を医師、専門家も含めて判断をさせていただいております。その上で保護者とご相談させていただき最終的に決定に至るというところがございますので、先ほども申し上げたとおり、どういった場面でどういった場でどういった学習内容をその子が学習することがより適切かということを含めて、学校と保護者と相談しながら検討してまいりたいと思っております。

堀米教育長

文部科学省が言うそういう学級を設置して、それなりの定数に応じて人を配置していますと。だから主軸は特別支援学級ですということが言いたいのではないかと思うのですが、そこで厳密に50%を超えるかどうかという線引きは、我々現場としては、そこで区別するのではなくて、やはり指導課長が言うように、この子にとってこの時間がこの子にとっていいだろうということは、結果的に50%を過ぎてもこれは教育委員会が区として認めればいいのではないかと私は考えています。そういう意味で、やはりその子を中心とした考えということで、文部科学省の言うことも分からないではないですが、これからはやはりインクルージョンという考え方がやはり先行していくと。これからの方向性ということですので、今後もやはりそういったところにつ

いてはその子にとって一番いい教育の在り方ということを中心に考えていくべきではないかと、今私としては思っているところでございます。

金丸委員

本当に難しいと思うのですけれども、昔、私は渋谷区のある学校で授業参観を、別に子どもが行っていたわけではないのですけれども、したときに、教壇の横に布団が敷いてありまして、その布団で寝ている子がいるのです。それは、親から通常学級でやらせろという強い要望があって、とって学校で授業にはついていけないものだから、結局そこで寝たいなら寝なさいみたいな形でやっていると、結果としてはマイナスかと実は思ってしまったものですから、一体これでいいのだろうかということで、インクルージョンという考え方がどういう視点から考えてどの程度やるのがいいのかというのは、もう一つ私が理解していないということがあります。

堀米教育長

はい、分かりました。

ほかにございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(なし)

堀米教育長

特に全体で何かご質問がありましたらと思いますが、よろしいでしょうか。

(なし)

堀米教育長

はい。では、以上をもちまして、本日の教育委員会は閉会といたします。ありがとうございました。